

千葉県グリーン購入推進方針

脱炭素社会や循環型社会の実現のためには、社会経済の充実を図る一方で、資源やエネルギーの消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減させていかななくてはならない。

事業者、市民及び行政はそれぞれの立場で役割を分担し、責任を果たしていくことが求められている中、環境への負荷の少ない原材料、部品、製品、エネルギー及び役務（以下「環境物品等」という。）を優先して調達すること（以下「グリーン購入」という。）が重要になっている。

自らが事業者であり消費者でもある本市が、行政運営上必要な製品及び役務の購入等について、グリーン購入を推進することは、事業活動により生じる環境への負荷を低減するとともに、市民及び事業者等による環境物品等への需要の転換を促すことになる。

そこで、本市では、グリーン購入を推進することにより、脱炭素社会や循環型社会の実現に資することを目的として、千葉県グリーン購入推進方針を定める。

1 環境物品等の購入

本方針は、製造、使用、廃棄及び再生利用のライフサイクル全体を通じて環境への負担の低減に配慮した環境物品等の優先調達の推進を定めるものであり、その購入にあたっては、主に次の事項を考慮するものとする。

- (1) 資源やエネルギーの使用が少ないこと。
- (2) 環境や人体に有害な影響を与える物質の使用及び排出が削減されていること。
- (3) 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
- (4) 再使用が可能なこと。
- (5) 再生利用が可能なこと。
- (6) 長期間使用が可能なこと。
- (7) 再利用された部品又は再生された素材を多く使用していること。
- (8) 廃棄するとき、分別や処理が容易であること。
- (9) 木材・木材製品においては、木質又は紙の原料となる原木は、伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法律に照らし手続きが適切になされたものであり、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
- (10) 包装や提出書類、運搬等、調達に伴い発生する環境負荷についても、可能な限り低減するよう努めること。
- (11) 購入しようとする物品の必要性と適正量について十分検討すること。

2 グリーン購入推進物品等の購入

本市のグリーン購入にあたり、グリーン購入推進物品等（本市が重点的に購入すべき環境物品等の品目、基準及びその調達目標）は、別表のとおりとする。

3 グリーン購入推進物品等以外の購入

グリーン購入推進物品等以外を購入する場合（別表に定められた物品等について、災害備蓄品や医療品等、やむを得ない理由によりグリーン購入推進物品等以外を購入する場合を含む）、商品の選択にあたっては、可能な限り環境への負荷が少ない物品等を選択するよう努めることとする。

4 適用範囲

本方針は、本市の全組織に適用する。

5 外郭団体及び指定管理者施設に対する協力要請

- （１）市は、外郭団体及び指定管理者施設に対し、市に準じた取組みの推進を促す。
- （２）市は、市民及び事業者に対し、グリーン購入の普及促進に努める。

6 施行期日等

本方針は、令和7年1月27日より施行する。

また、社会情勢の変化及び技術の進歩等に合わせて適宜見直しを行うものとする。